写

福島労発基 0629 第 1 号
令和 8 年 6 月 29 日

福島地方最低賃金審議会
会 長　熊沢　透　　殿

福 島 労 働 局 長
岡田　直樹 [redacted]

福島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和 55 年福島労働基準局公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。